明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
附　則 （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　［略］ ［一　略］ 二　令和十年度までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費（令和十一年四月一日までに同項に規定する財務規定等を適用した場合には、その適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成等に要する経費を含む。） 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	附　則 （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　［同上］ ［一　同上］ 二　令和六年四月一日までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第一章の二　略］ 第二章　消防用設備等又は特殊消防用設備等 ［第一節　略］ 第二節　設置及び維持の技術上の基準 第一款　通則（第五条の二・第五条の三） 第一款の二　消火設備に関する基準（第五条の四―第二十二条） ［第二款～第六款　略］ ［第二章の二～第七章　略］ 附則	目次 ［第一章・第一章の二　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　［同上］ 第一款　消火設備に関する基準（第五条の二―第二十二条） ［第二款～第六款　同上］ ［第二章の二～第七章　同上］ 附則